

# 第四次 青梅市子ども読書活動推進計画

平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度



平成 3 1 年 3 月  
青梅市教育委員会



## はじめに

近年、日本の社会は、少子・高齢化、核家族化、高度情報化が進み、大人のみならず子どもたちの生活環境にも大きな変化が現れています。

子どもたちの生活には、テレビ、パソコンやスマートフォンおよびゲームなどの映像や電子メディアの情報があふれ、子どもたちの生活時間や物事への興味・関心も多様化しています。その中で読書習慣の未形成などにより子どもの「活字離れ」「読書離れ」が憂慮されています。

「読書」は、考える力を養い、豊かな感性や情緒、幅広い知識、読解力を得るために非常に有効なものと考えます。

青梅市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年度に「青梅市子ども読書活動推進計画」を策定し、青梅市の子ども読書活動を推進してまいりました。

今回、三度目の改訂にあたり、前計画までの基本的な考え方を継承しつつ計画を見直し、「第四次青梅市子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる子ども読書活動の推進を図ってまいります。

この計画により、青梅市のすべての子どもたちが、さまざまな場所や環境の中で読書と出会い、その中に楽しさや充実感を見つけ、豊かな心を育む大きなきっかけとなることを願っております。

結びに、本計画の策定にあたりまして御協力をいただきました青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民意見等を通じて貴重な御意見、御助言をいただきました市民の皆様および関係機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

青梅市教育委員会

教育長 岡田芳典

## 目 次

はじめに

第1章 計画策定の背景	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書に関する国の動向	1
3 子どもの読書に関する都の動向	2
4 子どもの読書に関する全国の現状	3
5 子どもの読書に関する青梅市の現状	5
6 青梅市子ども読書活動推進計画（第三次）の取組と課題	11
第2章 青梅市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	14
1 計画の性格	14
2 計画の対象	14
3 計画の目標	14
4 計画の期間	15
第3章 青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組	16
1 子どもの読書環境の整備と充実	17
2 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報	21
3 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携	24
4 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用	26
第四次青梅市子ども読書活動推のための施策の体系図	28
資 料	31

### 【担当課名について】

担当課名は、平成31年3月1日現在のものです。計画期間中に組織改正等により、担当課が変更になった場合は、対応する担当課名に読み替えるものとします。

### 【新元号の記載について】

本計画では、「平成」と表示していますが、改元後については、次のとおり読み替えるものとします。

西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
平成	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
新元号	※元年	2年	3年	4年	5年

※2019年は、4月30日までは平成、5月1日以降は新元号

## 第1章 計画策定の背景

### 1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。〔子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条参照〕

読書をすることにより、子どもは、今までとは違った広い世界を知り、発見や感動、自分なりの考えを持つことを体験します。そして、その体験によって、子どもは視野を広げ、自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

このように、読書が果たす役割は、子どもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要なことであり、そのためには、子どものうちから読書習慣を身に付けることが必要とされています。

### 2 子どもの読書に関する国の動向

平成11年8月、国は読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもたちの読書活動について国を挙げて支援するため、国会において平成12年を「子ども読書年」とすることが決議されました。また、平成12年1月には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」を設立、同年5月に開館し、さらに同年12月の「教育改革国民会議報告」において、「人間性を豊かにするために、読み、書き、話すなど言葉の教育を大切にする。」ことが提言されました。

このような中で、平成13年11月に、子どもの読書活動推進のための法案が議員立法により国会に提出、可決され、同年12月12日に、全11条から成る「子どもの読書活動の推進に関する法律」として施行されました。

同法は、子どもの読書活動の推進に関して基本的な理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、読書活動推進に関する必要事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に図るものです。

平成14年8月に、同法にもとづき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、5年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な施策が明らかにされました。

また、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年に「教育基本法」の改正、平成19年に「学校教育法」の改正、そして、平成20年3月には計画の成果と課題を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が、前計画の変更として閣議決定されました。

さらに、同年、学習指導要領の改訂、「社会教育法」および「図書館法」の改正、平成24年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が行われるとともに、平成22年を「国民読書年」とする国会決議などの動向と第二次基本計画の成果と課題を踏まえ、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）が閣議決定されました。

第三次基本計画期間中においては、平成26年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、もっぱら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置づけられました。

このような諸情勢の変化を検証した上で、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）が前計画の変更として閣議決定されました。

### 3 子どもの読書に関する都の動向

東京都においては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定にもとづき、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（計画期間平成15年度～19年度）が策定され、平成21年3月に、第一次計画の取組を踏まえ、「第二次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間平成21年度～25年度）（以下「都第二次計画」という。）が策定されました。

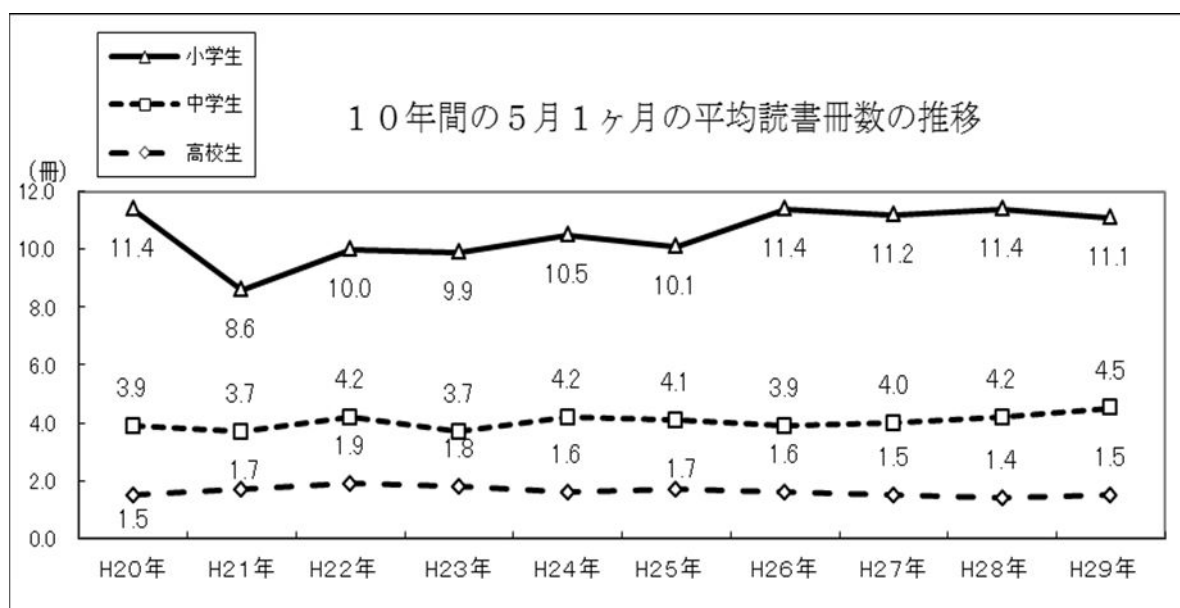
平成23年度からは、新学習指導要領の実施にともない、公立学校を対象として言語能力推進事業が開始されました。また、平成25年4月に策定された「東京都教育ビジョン（第三次）」の中の施策として、教育

の推進における読書の重要性に触れています。また、都立図書館では、平成25年7月から「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」をテーマとして、都立図書館協議会において協議が行われています。

そして、国の動向や都第二次計画の成果と課題、諸情勢の変化を検証した上で、平成27年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間平成27年度～31年度）が策定されました。本計画では、都第二次計画における取組を基本としながら、子どもの成長に応じた不読率の更なる改善、読書の質の向上および読書環境の整備からなる基本方針と取組が示され、また、市区町村における子どもの読書推進や計画策定・更新にあたり踏まえることを期待する内容が示されています。

#### 4 子どもの読書に関する全国現状

##### (1) 平均読書冊数の推移

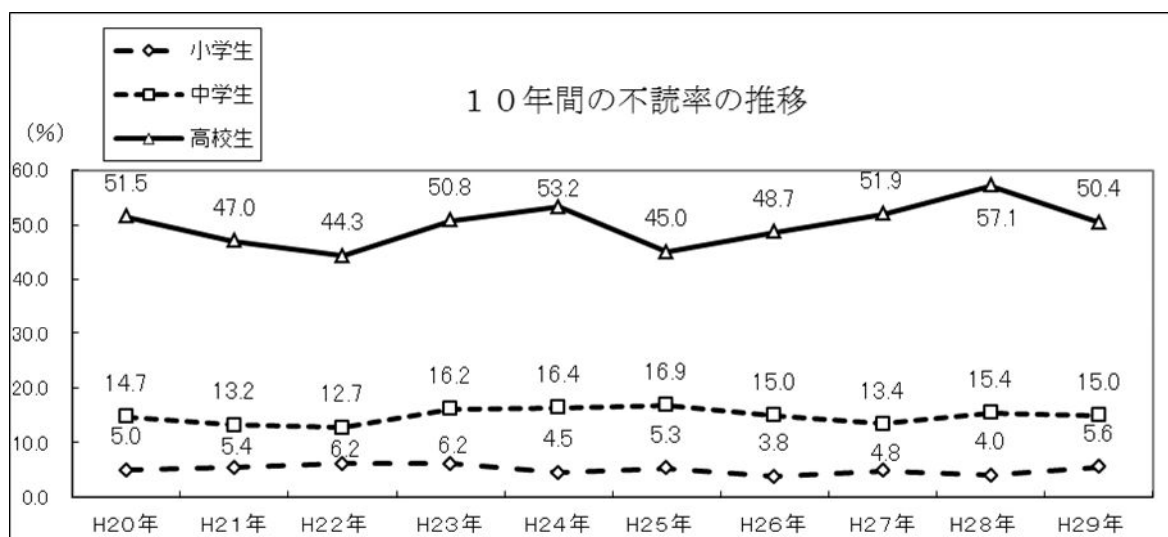


（「第63回学校読書調査」から）

全国学校図書館協議会・毎日新聞社が実施した第63回「学校読書調査（※）」によると、平成29年5月の1か月の平均読書（教科書、マンガ、雑誌を除く）冊数は、小学4年生から6年生は11.1冊（平成25年度調査10.1冊）で平成25年度の調査と比較すると1.0冊増加、中学生は4.5冊（同4.1冊）で0.4冊増加、高校生は1.5冊（同1.7冊）で0.2冊減少となっています。

(※) 同調査の対象は、小学校4年生～高校3年生

## (2) 不読率の推移



(「第63回学校読書調査」から)

平成29年度における不読率（1か月の読書冊数を0冊と回答した比率）は、小学生5.6パーセント（平成25年度調査5.3パーセント）で、0.3ポイント上昇、中学生は15.0パーセント（同16.9パーセント）で1.9ポイント下降、高校生は50.4パーセント（同45.0パーセント）で5.4ポイント上昇しています。

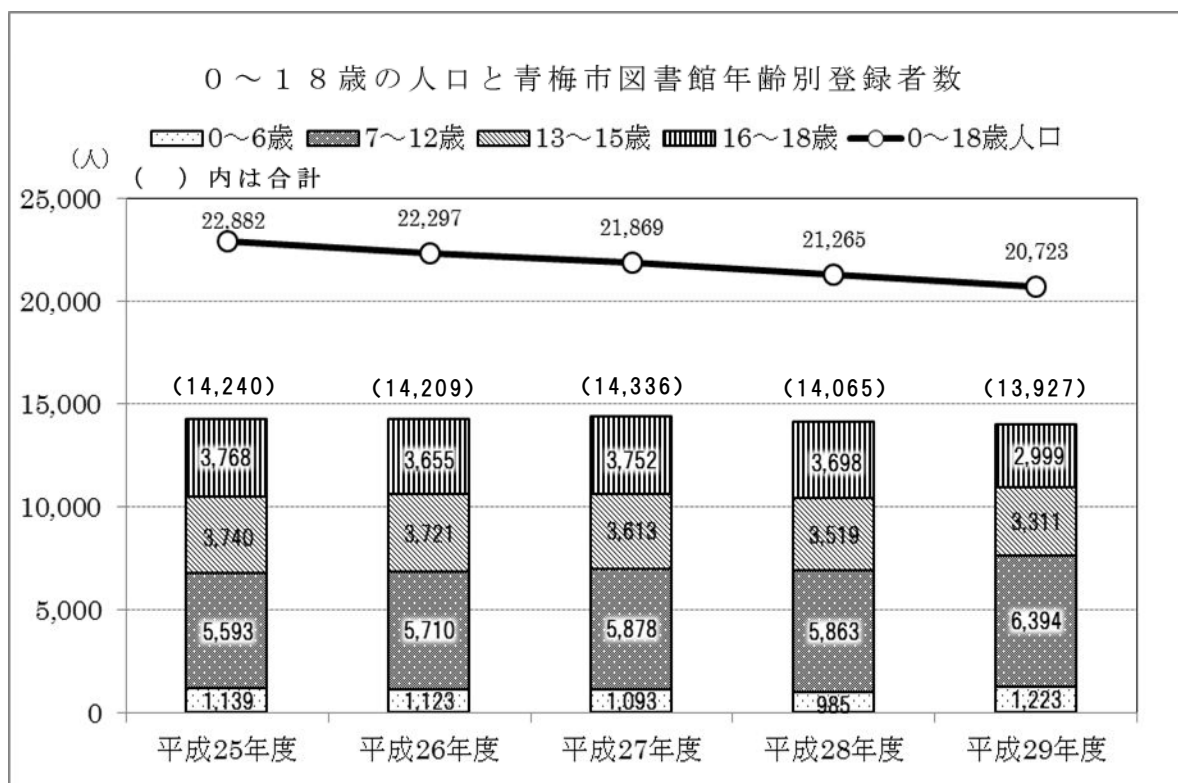
## (3) 読書とインターネット利用時間

全国学校図書館協議会・毎日新聞社が実施した「読書世論調査」の「メディア接触率と接触時間」によると、10代後半（16歳以上20歳未満）の1日の読書時間は、平成25年度の調査では56分でしたが、平成29年度の調査では25分となり、31分減少しています。一方、インターネットの利用時間については、平成25年度の調査では117分でしたが、平成29年度の調査では205分となり、5年間で88分増加し、約75パーセント増加していることがわかります。



## 5 子どもの読書に関する青梅市の現状

### (1) 0～18歳の人口と青梅市図書館年齢別登録者数

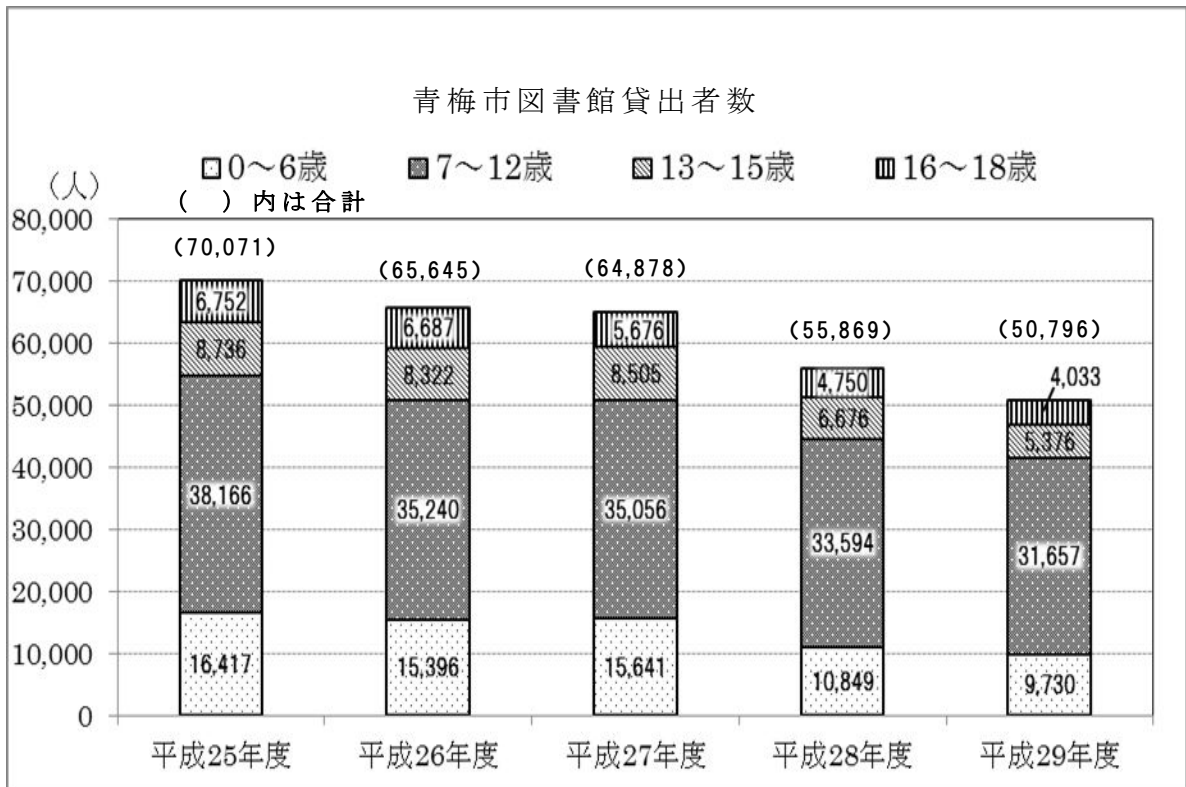


(青梅市の人口統計および「青梅市の図書館」から)

青梅市の0～18歳の人口は、平成25年度22,882人に対し、平成29年度は20,723人であり、2,159人の減、比率にしてマイナス9.4パーセントと大幅に減少しています。0～18歳の図書館の利用登録者数は、平成25年度の14,240人に対し、平成29年度は13,927人であり、313人の減、比率にしてマイナス2.2パーセントと若干の減少にとどまっています。

このように0～18歳の人口減少による登録者数の減少が抑制されている理由としては、小学生(7～12歳)の登録者数が、平成25年度の5,593人に対し、平成29年度は6,394人となり、14.3パーセント増加している点が挙げられます。これは、平成25年度から、全小学校の新1年生に対し図書館カードを作成する事業を開始したことの影響と考えられます。

(2) 青梅市図書館貸出者数

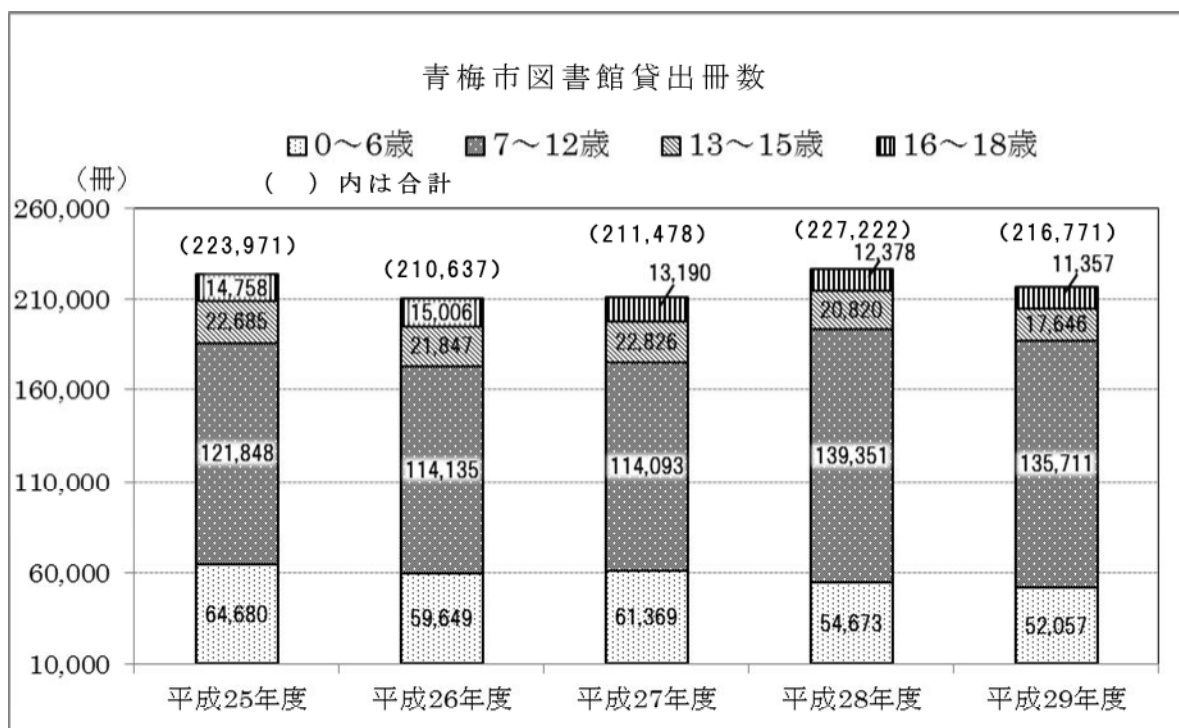


(「青梅市の図書館」から)

青梅市図書館の0～18歳の全体の貸出者数は、平成25年度は70,071人でしたが、平成29年度は50,796人で、27.5パーセント減少しています。

これは、0～18歳人口減少の影響のほか、平成28年度から貸出冊数の上限を5冊から10冊に増やしたことにともない貸出手続きの回数が減少したことが大きく影響していると考えられます。

(3) 青梅市図書館貸出冊数

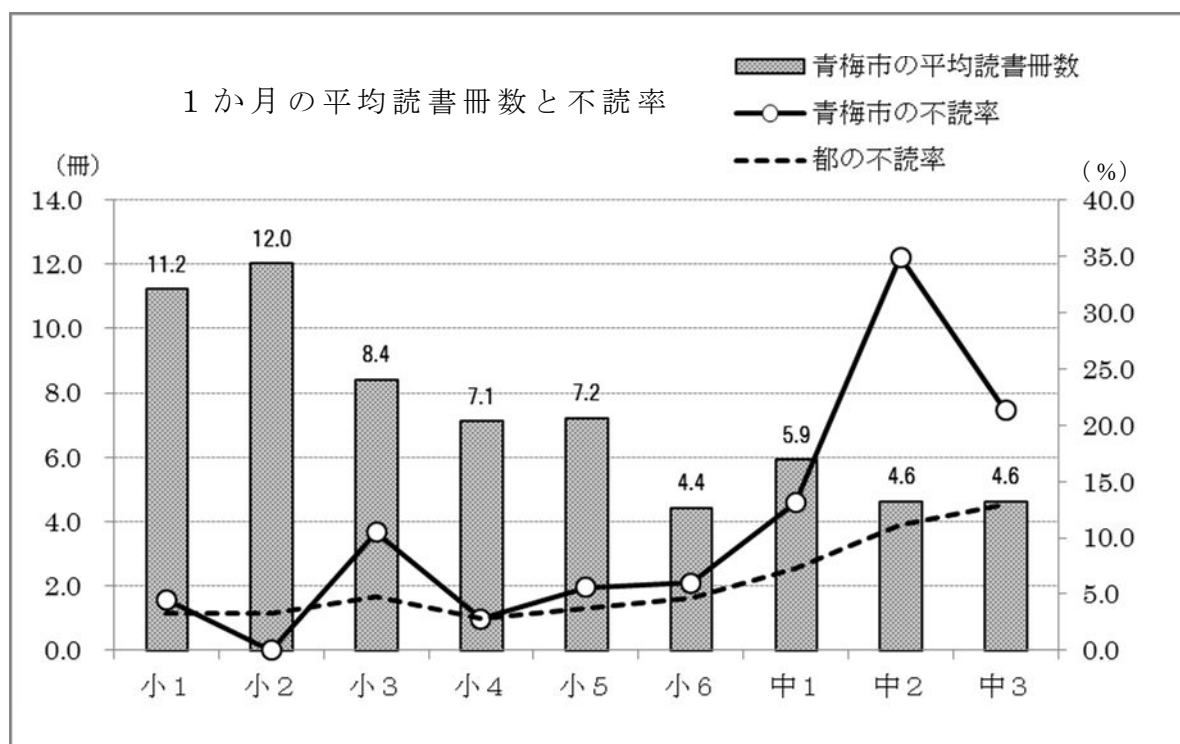


(「青梅市の図書館」から)

青梅市図書館の0～18歳の全体の貸出冊数は、平成25年度の223,971冊に対し、平成29年度は216,771冊、マイナス3.2パーセントと若干の減少にとどまっています。

これは、全小学校の新1年生に対し図書館カードを作成する事業によって小学生の貸出冊数が増加したことにより、0～18歳人口の減少にともない、中学生・高校生の貸出冊数が自然減となった影響を緩和したためと考えられます。

(4) 平均読書冊数と不読率



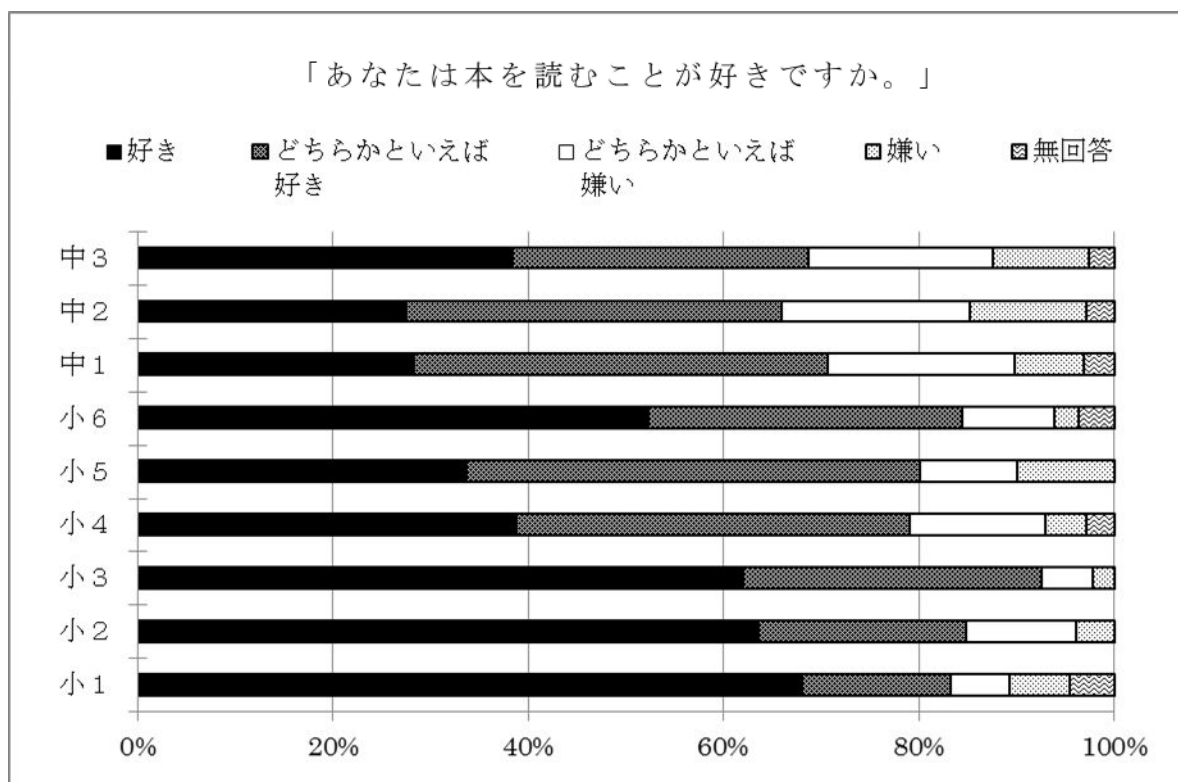
(平成29年度実施「東京都調査」から)

平成29年度に東京都が実施した「児童・生徒の読書の状況および学校における読書活動等に関する調査」(以下「東京都調査」という。)における青梅市の状況を見ると、児童・生徒の1か月間の読書冊数の平均は、小学生8.4冊、中学生5.0冊でした。

また、不読率は、小学生4.9パーセント(都平均3.8パーセント)、中学生23.1パーセント(都平均10.5パーセント)でした。

不読率は、都平均と比べ、小学校においては若干高い傾向にあり、特に中学生以上の不読率は高い傾向にあります。

(5) 読書の好き・嫌い

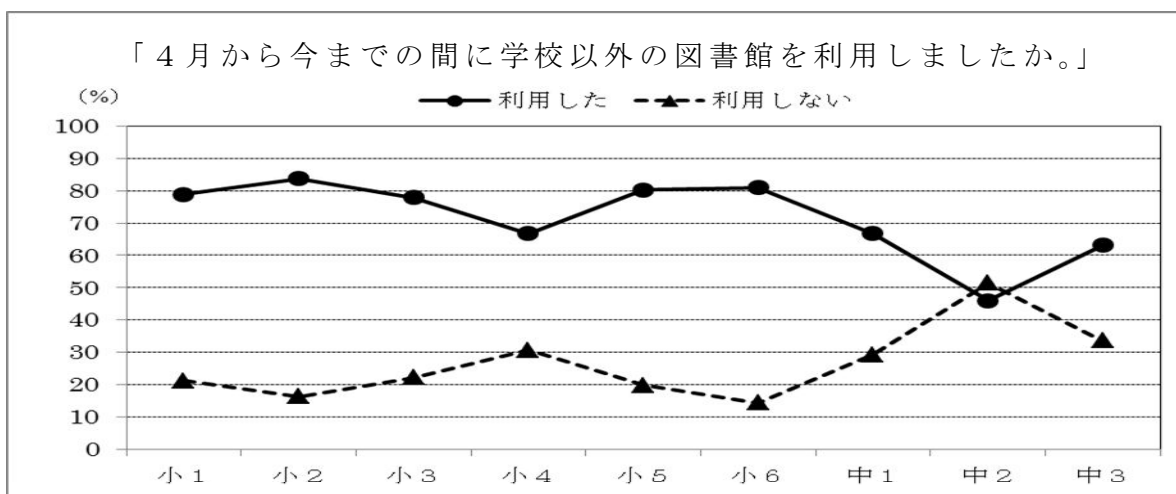
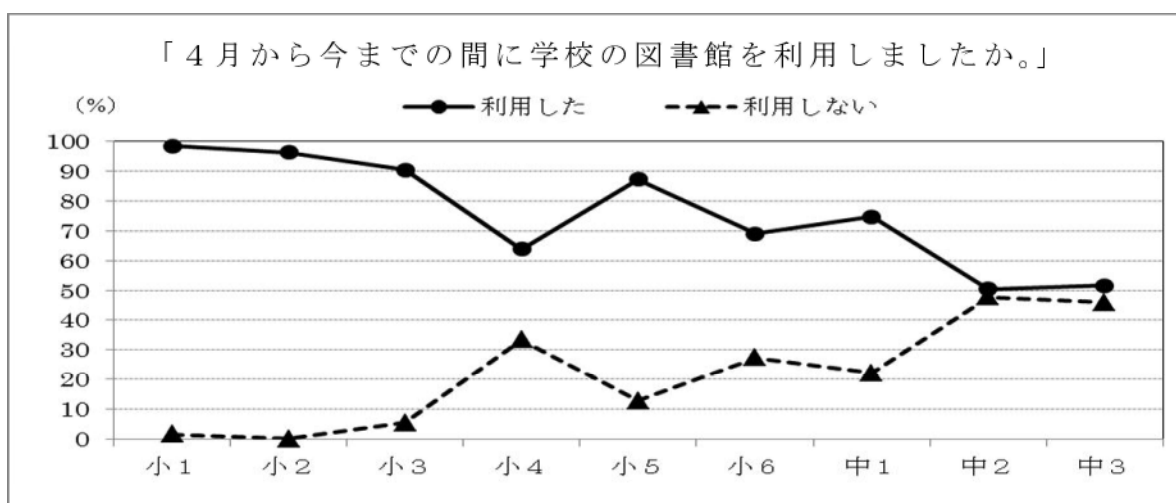


(平成29年度実施「東京都調査」から)

読書の好き・嫌いの調査では、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した小学生の平均は84.2パーセント、中学生は68.5パーセント、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した小学生の平均は14.1パーセント、中学生は28.7パーセントでした。(無回答者を除く)

このことから、青梅市の子どもたちは、年齢が上がるにつれ読書離れの傾向がありますが、60パーセント以上の子どもが、本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。

(6) 学校図書館と学校以外の図書館利用



(平成29年度実施「東京都調査」から)

児童・生徒の「学校図書館」および「学校以外の図書館」（公共図書館等）の利用については、中学2年生において、図書館を「利用した」、「利用しない」がほぼ半分の比率になりますが、他の学年では、「利用する」児童・生徒が多い傾向にあります。

また、中学3年生について学校以外の図書館利用が増加するのは、読書ではなく、受験勉強等で公共図書館を利用していると推測されます。

(7) 読書等における電子書籍、パソコンやインターネットの利用

「この1か月間に読んだ本の中に電子書籍はありましたか」の質問に対して、「あった」と回答した児童・生徒の比率は、青梅市の小学生平均は12.8パーセント（都平均12.8パーセント）、中学生

平均は26.2パーセント（都平均19.6パーセント）でした。

また、「この1か月間に、本、新聞、雑誌、学習参考書、図鑑や辞典、その他調べものをするための資料などを読みましたか（インターネットを含む）」の質問に対する、「パソコンやスマートフォン・携帯電話などを使って読んだ」と回答した児童・生徒の比率は、青梅市の小学生平均は18.5パーセント（都平均20.2パーセント）、中学生平均は42.0パーセント（都平均34.8パーセント）でした。

このことから、青梅市の中学生は、読書や調べ学習の方法として、電子書籍の利用やパソコンやスマートフォン・携帯電話を用いる傾向が都の平均より高いことがうかがえます。

## 6 青梅市子ども読書活動推進計画（第三次）の取組と課題

### (1) 計画目標ごとの取組状況

#### ア 子どもの読書環境の整備と充実

健康センター、子育て支援施設、保育所および学童保育所では、ブックスタート事業、子どもたちへの絵本の読み聞かせ、図書の充実、さらに、保育所では、読書施設の改修・充実を図り、幼稚園では、園児に対し読書活動推進を促す活動をそれぞれ行いました。

市民センター等では、絵本の読み聞かせを取り入れた事業を開催しました。

学校では、学校図書館の資料や館内の整備に努め、読書環境の充実を図りました。また、平成28年度から29年度に、小・中学校全校の学校図書館に空調設備を設置しました。

小学校では、校内一斉読書活動や各校の特色を生かした読書活動を行い、子どもたちが読書に親しむ機会の充実を図りました。また、中学校では、朝読書活動や読書週間の実施を通じ、より読書に親しめるよう支援を行いました。

図書館では、乳幼児や児童については、おはなし会の拡充、また、学校等読書活動を支援するため団体貸出の実施、年代に応じた選書を行いました。特に、中央図書館では、児童書の大活字本コーナーの拡充や、平成30年度からはティーンズ向けに職業案内コーナー

を新設するなど中・高校生向けサービスの充実を図りました。また、保育所園児や小学生による「図書館見学」や中・高校生による「職場体験」の受入れ、調べ学習での図書館活用を通じ、読書活動および学習活動支援を行いました。平成29年度からは、「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、小・中学生の各部門について優秀作品の表彰を行いました。

平成28年度から、図書館に指定管理者を導入するとともに、開館日および開館時間の拡大を行いました。

#### イ 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

子育て支援施設、健康センター、保育所、幼稚園および学童保育所では、年代別ブックリストの配布を行い、読書活動活性化に努めました。

学校では、児童・生徒、教員、保護者向けの講演会等を実施し、また、小学校では、読書感想文集の発行、中学校では、推薦図書の紹介など、各校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組を行い、啓発を図りました。

図書館では、年代別ブックリストを作成し、各関係課を通して配布を行うことや子ども向けホームページの公開等、子どもの読書活動を活性化するための情報提供を継続して行いました。また、「工作教室」や「子ども映画会」など子どもが図書館に来館するきっかけとなる事業を開催するだけでなく、大人を対象とした子どもの読書活動に対する理解を深めるため講演会を実施しました。

#### ウ 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携

図書館では、再利用図書展示会（注1）を実施し、除籍した児童書を保育所、幼稚園、学童保育所および学校等で再活用することにより、各施設の図書充実を支援しました。

小学校の協力により、新小学1年生を対象に図書館利用者カードの作成事業や、小学生による「一日図書館長」体験を実施し、図書館の利用促進を図りました。

図書館と学校の連携を図るため、毎年1校を対象に、学校連携推



進モデル事業を実施しました。さらに、平成30年度から、小・中学校全校に学校司書を配置し、図書館との連携体制を確立するとともに、毎年1校を対象に学校連携推進重点校の取組を開始しました。

(注1) 再利用図書展示会…図書館が除籍した児童図書および雑誌について、市の施設や保育所、幼稚園、小・中学校等において再利用するための展示会。

#### エ 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用

図書館では、おはなし会や絵本の読み聞かせの技術を学ぶ「おはなし学習会」「絵本のべんきょう会」や図書の修理講習会等の開催による地域ボランティアの育成をはじめ、ボランティアとの協働による事業を開催しました。

学校では、ボランティアを活用した学校図書館運営（整理・図書修理等）や「読み聞かせ」を行い、司書教諭への講習会などを実施しました。

社会教育課では、ホームページを通じて人材情報提供を行いました。

#### (2) 今後の課題

青梅市における子どもの読書活動は、平成17年度の第一次計画開始以来、第三次計画までの取組により、小学生については活発になっていますが、学年が上がるにつれて読書冊数の減少が見られるように、中学生以上の読書離れの傾向は続いており、自発的な読書活動の形成についてさらに改善すべき点があります。

今後、全ての発達段階において子どもの読書活動が活発になるよう、第一次から第三次計画の基本的な考え方を引継ぎつつ、きめ細かな事業を展開させ、読書習慣の定着を図っていく必要があると考えられます。

## 第2章 青梅市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）および都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」を参考とするとともに、市の「第6次青梅市総合長期計画」、「第三次青梅市子ども読書活動推進計画（平成26年度～30年度）」および青梅市における子どもの読書活動の状況を踏まえつつ、青梅市の子ども読書活動を推進させるための基本的考え方や取組などを示したものです。

### 2 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳児からおおむね18歳までの子どもとします。

### 3 計画の目標

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、「読書」は必要不可欠なものです。

そして、子どもたちが自主的な読書習慣を身に付け、読書を通じて個性と創造性を伸ばし、健やかで思いやりのある人間性を育てていくためには、家庭・地域・学校など社会全体が協力し、積極的に読書環境の整備を推進していくことがとても重要です。

青梅市は、第一次から第三次計画を踏まえ、次の4つの目標を掲げ、子どもたちの発達段階に応じた読書活動をさらに推進します。

## ○計画の目標○

1 子どもの読書環境の整備と充実

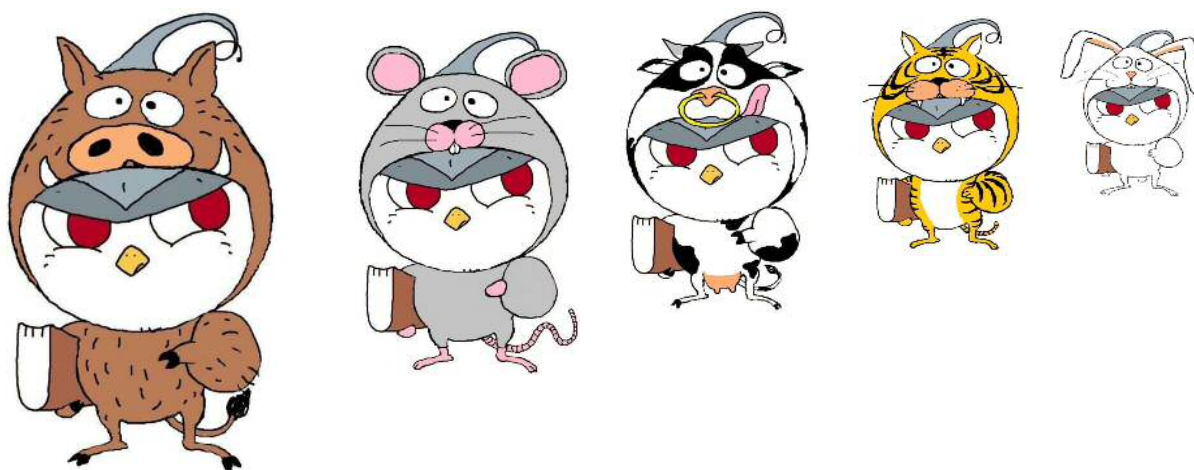
2 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

3 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携

4 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用

## 4 計画の期間

平成31（2019）年度から5年間



### 第3章 青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組

子どもにとって初めての本との出会いは、身近な大人によってもたらされます。乳幼児期における保護者や身近な大人との会話は、言葉の獲得につながるるとともに、絵本の読み聞かせを通じて絵本や物語に興味を示すようになります。

児童期においては、読み聞かせを聞く段階から、自分で読もうとするようになり、語彙の増加や文字で表現された場面や状況をイメージできるようになります。高学年になると、本を読む速度が上がり、多くの本を読むようになるとともに、好みの傾向が表れます。

青少年期（中学生以上）においては、共感や感動できる本や自己の将来に役立てるための読書をしたり、学習の目的に合った資料を適切に読むことができるようになります。

家庭における子どもの読書活動は、子どもが読書に親しむ環境を保ち、時には励ますなどの援助を行い、家庭の中で見守りながら読書習慣の形成を図ることが大切です。保護者は、子どもの読書活動の必要性を理解するとともに、保護者自身が読書に親しみ、自らの読書体験を子どもと語り合うなど、読書への興味や関心が保てるようにすることが望まれます。

また、地域においては、子どもの読書活動の意義を踏まえ、子どもたちが読書に関心を持ち、その中に喜びを見出し、自ら読書に取り組んでいくための活動や支援が必要です。

青梅市は、子どもの成長や発達段階に応じた子ども読書活動を推進するため、家庭、地域、学校における取組や保護者や地域への各取組を充実させます。

## 1 子どもの読書環境の整備と充実

子どもたちに本との出会いを提供し、また、子どもの自主的な読書活動が継続的に行えるよう、家庭、地域、学校など身近な場所で本にふれたり、読書に親しんだりできるように、子どもの読書環境の整備・充実を図ります。

### (1) ブックスタートの取組

**担当：健康課、子ども家庭支援課、図書館**

絵本を通じて赤ちゃんと保護者が言葉や心を通わせる環境を整備するため、「こんにちは赤ちゃん事業」として行う生後4か月までの乳児家庭への民生児童委員の全戸訪問の際に絵本等を配付するブックスタート（注2）事業を継続します。



（注2）ブックスタート…1992年にイギリスのバーミンガムで始まった子育て支援活動。

### (2) 絵本の読み聞かせ事業の充実

**担当：子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園、学童保育所）、子ども家庭支援課、図書館、市民活動推進課（市民センター）**

子育て支援センターや各施設で行う乳幼児から小学校低学年向けの行事の中に絵本の読み聞かせ事業を取り入れるなど、子どもが読書に親しむ機会を作ります。

保育所・幼稚園等においては、子どもたちが絵本や言葉の中に喜びや楽しさを見つけられるように、絵本の読み聞かせや紙芝居の上演など、子どもたちの成長に応じた読書活動を充実させる取組を支援します。



学童保育所では、各所の状況に応じて絵本などの読み聞かせを通じて、子どもたちにより多くの読書に親しむ機会を提供します。

市民センターなどで開催する子ども向け事業、子育て支援事業や大人を対象とした生涯学習事業開催時における保育・託児時間に、絵本

の読み聞かせを取り入れるなどの取組を行い、子どもが読書や図書館に親しむ機会を提供します。

小学校の教室で開催される「放課後子ども教室事業」において、絵本の読み聞かせを取り入れ、子どもの読書活動を支援します。

### (3) 保育所・幼稚園等における地域の子ども読書活動活性化の取組

**担当：子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園）**

保育所・幼稚園等においては、各園の状況に応じた中で、在園児以外の地域の子どもたちにも絵本や読書と出会う機会の提供を提案するなど、地域の子ども読書活動を活性化させる取組について支援します。

**おはなし会**



### (4) おはなし会の充実

**担当：図書館、市民活動推進課（市民センター）**

子どもたちがお話の語りや絵本の読み聞かせを通して読書に親しむことができるよう、子どもたちの発達段階に応じたおはなし会を各図書館や市民センターで行い、充実に努めます。

### (5) 各小・中学校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組

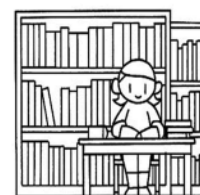
**担当：指導室（学校）**

学力の定着や心の教育に密接にかかわる読書の意義を踏まえて、「読書指導」をはじめ、「朝の読書活動」や「読書週間」、「読み聞かせ」、「朗読」、「児童による本の紹介」、「校内一斉読書活動」など各学校の目標や特色を生かした取組を継続します。

### (6) 子どもの読書活動支援・学習活動支援の充実

**担当：図書館、指導室（学校）**

図書館見学会や中学生および高校生の職場体験などの学校カリキュラムの受入れや、図書館の利用方法や資料の調べ方を身に付けるための「図書館利用講座」などを開催し、読書活動・学習支援に取り組みます。



また、子どもたちが課題を発見し、自ら考え、調べて表現する力を

育むことを目的とした「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施します。

## (7) レファレンス・サービスの充実

### 担当：図書館

子どもの読書に関する相談（レファレンス）の充実をはじめ、学校やボランティア団体等が子ども向けブックリストを作成する際などに積極的な支援を行います。

## (8) 障害のある子どもへのサービスの推進

### 担当：図書館

中央図書館では、「録音資料」や「点字図書」の郵送貸出（注3）や「バリアフリーDVD」（字幕・副音声付き映像資料）「マルチメディアデイジー」（注4）の貸出などのサービスを行います。また、対面朗読室を使用した朗読サービスを行います。

さらに、大活字本の充実を図り、「点字図書」の作成および「布の絵本」（注5）の整備を図ります。

（注3） 郵送貸出…視覚障害のある方が利用できる録音資料や点字図書を郵送で貸出しするサービス

（注4） マルチメディアデイジー…音声、文字、画像による図書。ディスレクシア（読字障害）の方の読書支援としても活用できる。

（注5） 布の絵本…紙の代わりに主に布を使って制作された本。触わって楽しむことができる本。

布の絵本



## (9) 図書の充実

### 担当：健康課、子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園、学童保育所）、指導室（学校）、図書館

子どもたちの身近に絵本などを整備するために、図書館資料の団体貸出（注6）などを通じて、健康センターに設置されている絵本コーナーや学童保育所の図書を充実します。

保育所・幼稚園等においては、絵本の購入など、各園が運営の中で状況に応じて行う取組に対する支援に努めます。

学校図書館では各教科等の学習を進める上で必要な図書や子どもたちが興味・関心を持つ図書の購入と整備を促進します。

さらに、青梅市図書館の団体貸出制度を活用し、一定期間同じ本を複数用意することにより、学級文庫での読書活動や調べ学習などの学習活動を活発なものにします。

図書館においては、子どもたちのあらゆる興味に対応し、心身の発達・成長の手助けとなる、質の高い図書を、乳幼児から青少年まで発達段階に応じ、幅広く収集します。

また、子どもの読書活動に関する研究・参考資料を積極的に収集し、子ども読書活動推進に生かします。

(注6) 団体貸出…青梅市内で活動している団体（社会教育関係団体、学校、各施設、地域文庫等）が利用できる図書館資料の貸出制度。

現在、1団体につき200冊まで2か月間の利用が可能。登録方法、利用方法については、個人貸出とは別に規定されている。

## **(10) 読書施設・設備等の充実**

**担当：子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園、学童保育所）、指導室（学校）、図書館**

保育所・幼稚園等における読書ルームの設置、改修については、各園が運営の中で状況に応じて行う取組に対する支援に努めます。

学校図書館においては、子どもたちの発達段階に応じて、くつろぎながら読書を楽しんだり、学習の場として活用したり、集中して読書したりできるように、小学校、中学校それぞれにふさわしい読書環境の整備と各校の特色を生かした整備に努めます。

図書館においては、各図書館で子どもと保護者が共に読書を楽しんだり、子どもたちが自由に読書を行えるようなスペースやティーンズ向けコーナーなどの充実を図ります。

## **(11) 学校図書館の情報化の推進**

**担当：指導室**

学校図書館の蔵書管理・検索・貸出・予約の効率化と調べ学習への活用を促進するため、学校図書館の情報化を推進します。



## 2 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

図書館を中心に、子どもの読書活動の推進に関する意義について、保護者等子どもにとって身近な大人に対し、子どもの読書についての啓発活動を実施することにより、読書活動の意義や重要性について啓発・広報を行い、充実を図ります。

### (1) 発達段階に応じたブックリストの作成と配布

**担当：図書館、健康課、子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園、学童保育所）、市民活動推進課、指導室（学校）**

図書館では、発達段階に応じたブックリスト（注7）を作成し、各施設等に配布することにより、読書や図書館情報を子どもに提供し、子どもたちが自主的に読書に取り組むための手助けを行います。

（注7）ブックリスト…読書の手助けとなるような図書紹介やリストを掲載したものを。

＜現在発行のブックリスト＞

「赤ちゃんといっしょに」対象：0～2歳向け

「絵本であそぼ！」対象：3～5歳向け

「このほんしってる？」対象：小学校低、中、高学年向け（各1種類）

「この本知ってる？」対象：中・高校生向け



### (2) 読書活動への理解を促進させるための事業等や講演会の開催

**担当：図書館、健康課、子育て推進課（保育所、幼稚園、幼児園、認定こども園）、市民活動推進課、指導室（学校）**

「乳幼児健康診査」等の中で、子どもが誕生してから保護者が育児の中に読書活動を取り入れる意識が持てるように、子どもの読書の大

切さを伝える活動を行います。

図書館では、成人を対象に子どもの読書に関する講演会や「大人向けおはなし会」（注8）などの事業を開催し、読書の楽しさや家庭での読書の重要性への理解を促進します。

**講演会**



**新緑祭 ～宮崎家にて～**



（注8）「大人向けおはなし会」…子ども向け読書行事「おはなし会」とは別に企画された、保護者等が子どもの「おはなし会」を体験できる事業。中央図書館では「大人も楽しむおはなし会」として開催している。

### (3) 学校における読書感想文集の発行

**担当：指導室（学校）**

小学校の「心のいずみ」編集委員が中心となり、各校の児童が書いた読書感想文を収集し、感想文集を発行します。



### (4) 「子ども読書の日」「読書週間」等における啓発活動

**担当：図書館、指導室（学校）**

学校においては、「子ども読書の日」や夏休み、読書週間などに合わせ、推薦図書等の紹介をします。また、学校図書館には選定された本などを展示し、読書への関心や意欲を喚起します。

図書館においては、「子ども読書の日」や、「読書週間」などの期間に図書の展示や事業を行い、子どもの読書活動への理解を促進させます。



### (5) 読書喚起のためのテーマのある図書展示

**担当：図書館**

季節、事業などのテーマに沿った図書など、子どもや保護者が本を身近に感じるための展示を各図書館において行います。

## (6) 図書館利用促進のための子ども向けの行事の充実

### 担当：図書館

図書館利用をより促進させるための「工作教室」「手芸教室」「映画会」などの事業を開催します。楽しい体験を通じて、子どもたちの図書館や本に対する興味を育みます。

工作教室



## (7) 読書活動関連行事等の情報提供

### 担当：指導室（学校）

子どもや保護者を対象として、読書に対する理解を深めてもらうために、子どもの読書に関連する講演会等の情報提供を行います。

## (8) 子ども向け図書館利用案内や広報紙の作成・配布

### 担当：図書館

子どもたちが、自分で図書館の利用方法を理解できる「図書館利用案内」や、行事や児童書の紹介などを掲載した広報紙を作成・配布し、自発的な図書館利用を促進させます。

## (9) ホームページの充実

### 担当：図書館

青梅市図書館ホームページ内の児童向けページをより充実させ、子どもたちに図書館と図書館資料の情報を提供します。

また、子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」を活用し、図書館ホームページへのリンクや、「おはなし会」など情報発信の拡充を実施します。

## (10) 子どもの読書活動に関する報告書の作成

### 担当：図書館

市内における子どもの読書活動に関する報告書を作成し、今後の読書活動推進に役立てます。

### 3 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携

図書館を中心に子どもの読書活動に携わる学校、保育所、幼稚園などの関係機関のほか、読書活動を推進する団体などの地域住民や直接子どもに接する保護者が連携・協力し、事業の充実や人的交流を図ります。

#### (1) 再利用図書展示会による図書の充実支援

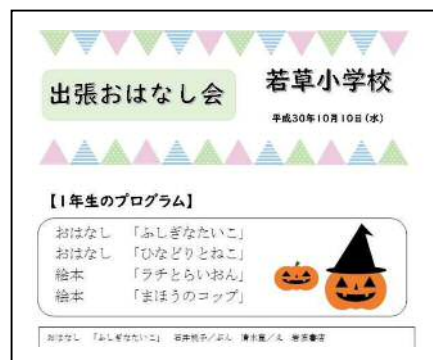
**担当：図書館**

図書館で除籍された児童書を小・中学校をはじめ、健康センターや子育て支援センター、保育所、幼稚園、学童保育所等の各施設で再利用し、読書環境の向上に取り組めます。

#### (2) 出張おはなし会等の派遣

**担当：図書館**

中央図書館では、子育て支援施設や学校への出張おはなし会等の派遣を行い、子どもの読書活動の充実を図ります。



#### (3) 学校図書館への学校司書の配置による読書活動等の充実

**担当：図書館、指導室（学校）**

小・中学校図書館に学校司書を配置し、児童・生徒の学校図書館活用や授業の支援を実施します。

#### (4) 新小学1年生に対する図書館利用促進事業

**担当課：図書館**

小学校に入学した新1年生全員に青梅市図書館カードを作成し、図書館利用の促進を図ります。

#### (5) 学校連携推進重点校事業

担当：図書館、指導室（学校）

図書館と小学校が連携した学校連携推進重点校事業を指定校に対し実施し、講演会などにより、読書の楽しさを伝え、子どもたちに自らすすんで読もうとする姿勢を育みます。

#### (6) 中央図書館一日図書館長

担当：図書館、指導室（学校）

市内の小学校の代表が、中央図書館で一日図書館長を行い、図書館についての理解を深めることで、図書館に対する興味を育みます。

#### (7) 子どもの読書活動を推進するための関係機関等の相互協力

図書館、関係各課、学校、保育所、幼稚園等をはじめ、子どもの読書に関係する団体が、子どもの読書活動を活性化させるため、図書館運営協議会、小学校教育研究会読書活動研究部、中学校教育研究会図書館教育委員会などにより、連携・交流を深めます。



## 4 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用

子どもの読書活動にかかわる地域人材（ボランティア等）を育成・活用し、読書活動の充実・拡大を図ります。

また、司書教諭や図書館司書など、子どもの読書活動にかかわる職員に対する研修を行い、専門性を高めます。

### (1) 子どもの読書に関するボランティアの育成

#### 担当：図書館

おはなし会や絵本の読み聞かせ等、図書館、地域、学校等で活躍できるボランティアの育成講座を開催し、子どもたちの読書活動の活性化を図ります。

また、図書修理講習会等を開催し、学校ボランティア等の支援を行います。

#### おはなし学習会★発表会



### (2) 子どもの読書活動に関する図書館職員研修

#### 担当：図書館

図書館職員が資質向上の研修会に積極的に参加し、子どもの読書活動を推進するために必要な知識を持つ人材を育成します。

### (3) 「講師・指導者およびボランティア協力者・協力団体人材登録制度」による人材活用情報の提供

#### 担当：社会教育課

青梅市には幅広い知識・技術・経験を持つ市民が数多くいます。その方々にボランティアとして活躍していただくために、生涯学習（学習・文化・スポーツ・レクリエーション）を指導・支援していただける講師・指導者、ボランティア協力者の人材登録を行っています。

子どもの読書活動においても、この人材登録制度を活用し、より一層、子どもの読書活動が推進されるように積極的に情報提供します。

#### (4) ボランティア等の協働による読書活動の推進

##### 担当：図書館、指導室（学校）

学校においては、読書の啓発活動として「読み聞かせ」「ストーリーテリング」「ブックトーク」（注9）「アニメーション」（注10）、中学校では読書会なども開催し、子どもたちに読書習慣の定着を図ります。教職員と司書教諭および学校司書が連携するとともに、保護者やボランティアの協力を得て効果的に実践してゆきます。

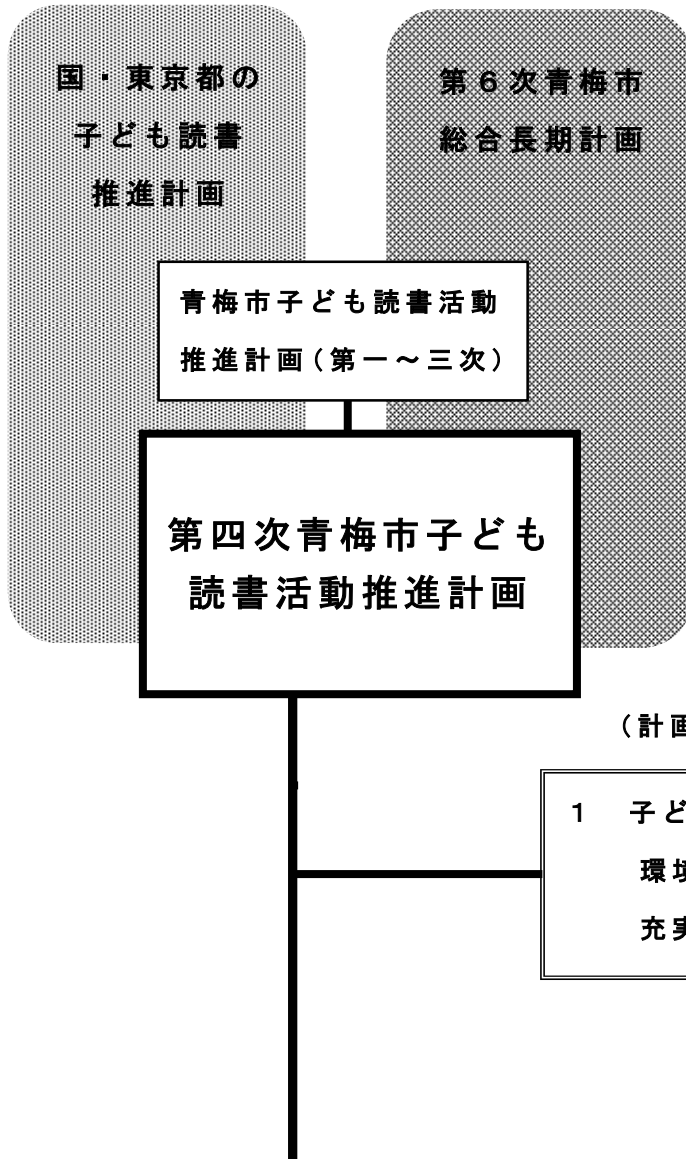
図書館においては、子どもと読書をつなぐ知識・技術・経験を持つボランティアと協働することによって、「おはなし会」や「工作教室」「手芸教室」などの各種図書館事業を一層充実します。

（注9）ブックトーク：テーマなどに沿った本の紹介。

（注10）アニメーション：コミュニケーション等により読書の楽しさを伝える活動。



# 第四次青梅市子ども読書活動推進のための施策の体系図



第四次青梅市子ども読書活動推進計画は、国の法律および「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」を参考とするとともに、市の「第6次青梅市総合長期計画」、「第三次青梅市子ども読書活動推進計画」および青梅市における子どもの読書活動の状況を踏まえつつ、青梅市の子ども読書活動を推進させていきます。

## （具体的な取組）

- (1) ブックスタートの取組
- (2) 絵本の読み聞かせ事業の充実
- (3) 保育所・幼稚園等における地域の子どもの読書活動活性化の取組
- (4) おはなし会の充実
- (5) 各小・中学校の特色を生かした読書指導・読書活動の取組
- (6) 子どもの読書活動支援・学習活動支援の充実
- (7) レファレンス・サービスの充実
- (8) 障害のある子どもへのサービスの推進
- (9) 図書館の充実
- (10) 読書施設・設備等の充実
- (11) 学校図書館の情報化の推進



2 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報

- (1) 発達段階に応じたブックリストの作成と配布
- (2) 読書活動への理解を促進させるための事業等や講演会の開催
- (3) 学校における読書感想文集の発行
- (4) 「子ども読書の日」「読書週間」等における啓発活動
- (5) 読書喚起のためのテーマのある図書展示
- (6) 図書館利用促進のための子ども向けの行事の充実
- (7) 読書活動関連行事等の情報提供
- (8) 子ども向け図書館利用案内や広報紙の作成・配布
- (9) ホームページの充実
- (10) 子どもの読書活動に関する報告書の作成

3 子どもの読書活動推進のための関連機関等の連携

- (1) 再利用図書展示会による図書の充実支援
- (2) 出張おはなし会等の派遣
- (3) 学校図書館への学校司書の配置による読書活動等の充実
- (4) 新小学1年生に対する図書館利用促進事業
- (5) 学校連携推進重点校事業
- (6) 中央図書館一日図書館長
- (7) 子どもの読書活動を推進するための関係機関等の相互協力

4 子どもの読書活動推進のための人材の育成・活用

- (1) 子どもの読書に関するボランティアの育成
- (2) 子どもの読書活動に関する図書館職員研修
- (3) 「講師・指導者およびボランティア協力者・協力団体人材登録制度」による人材活用情報の提供
- (4) ボランティア等の協働による読書活動の推進

**青梅市中央図書館館内の様子**



# 資 料

## 資料 1

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県にお

ける子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料 2

### 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

#### 1 設置

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定にもとづき、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するために必要な事項を調査、検討する青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事項

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 青梅市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

#### 3 組織

委員会は、次に掲げる者のうちから青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱または任命する委員12人をもって組織する。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 副委員長 社会教育課長および指導室長
- (3) 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、小学校長の代表者、中学校長の代表者、保育所施設長の代表者および幼稚園長の代表者

#### 4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

#### 6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次の16人以内をもって組織する。
  - ア 部会長 社会教育課長
  - イ 副部会長 部会長が指名する職員
  - ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員
- (3) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

#### 7 報告

委員長は、青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し必要に応じて計画の策定状況を報告するとともに、最終的な検討結果を報告する。

#### 8 任期

委員および部会員の任期は、前項の規定にもとづき、最終的な検討結果を教育長に報告した日までとする。

#### 9 庶務

委員会および部会の庶務は、社会教育課が処理する。

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 11 実施期日等

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、第7項の規定にもとづき最終的な検討結果を報告した日の翌日をもって廃止する。

## 資料3

## 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

役 職	所 属 部 課	氏 名	備 考
委員長	教育部長	渡 辺 慶一郎	
副委員長	教育部社会教育課長	塚 本 智 信	
副委員長	教育部指導室長	中 嶋 建一郎	
委 員	企画部企画政策課長	松 永 和 浩	
委 員	市民安全部市民活動推進課長	吉 崎 龍 男	
委 員	健康福祉部健康課長	丹 野 博 彰	
委 員	子ども家庭部 子育て推進課長	橋 本 雅 之	
委 員	子ども家庭部 子ども家庭支援課長	木 村 芳 夫	
委 員	市立若草小学校長	山 崎 尚 史	
委 員	市立霞台中学校長	青 山 隆 志	
委 員	青梅みどり第一保育園長	横 手 良 夫	
委 員	四恩幼稚園長	築 山 滋	

## 資料4

## 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会部会員名簿

役職	所属部課	氏名	備考
部会長	教育部社会教育課長	塚本智信	
副部会長	教育部指導室指導主事	佐藤宗一郎	
部会員	企画部企画政策課 企画政策担当主査	高野剛志	
部会員	市民安全部市民活動推進課 市民活動推進係長	清水久美子	～H30.9.30
部会員	市民安全部市民活動推進課 市民活動推進係長	塚田正巳	H30.10.1～
部会員	健康福祉部健康課 健康推進係長	斎藤剛	
部会員	健康福祉部健康課 母子保健係長	檜島恵子	
部会員	子ども家庭部子育て推進課 子育て推進係長	加藤博之	
部会員	子ども家庭部子育て推進課 保育・幼稚園係長	小林恵子	
部会員	子ども家庭部子ども家庭支援課 支援係長	飛沢和人	
部会員	子ども家庭部子ども家庭支援課 青少年担当主査	中村智子	
部会員	教育部指導室指導係長	白鳥拓也	
部会員	市立友田小学校副校長	石井松男	
部会員	市立泉中学校副校長	柴田深雪	
部会員	河辺保育園長	山崎利子	第2回目から
部会員	四恩幼稚園副園長	石井美加	第2回目から
部会員	教育部社会教育課 図書館担当主査	石田智津子	



## 資料 5

### 本計画の策定経過

#### (1) 策定委員会

回	開催日時	内 容
第1回	平成30年5月21日 午前3時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画の実施状況および子どもの読書に関する現状</li> <li>・第四次計画の基本的な考え方</li> <li>・部会の設置・部会員の決定</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	平成30年11月5日 午後3時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の内容検討</li> <li>・計画原案に対する市民意見の募集について</li> </ul>
第3回	平成31年1月21日 午前10時～11時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案に対する市民意見の結果報告および市の考え方の公表の検討</li> <li>・計画（最終案）の検討</li> </ul>

#### (2) 策定部会

回	開催日時	内 容
第1回	平成30年5月24日 午前10時～11時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画の実施状況</li> <li>・子どもの読書に関する現状</li> <li>・第四次計画の基本的な考え方</li> <li>・各課プランの調査について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	平成30年8月21日 午後3時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課報告プランのまとめ</li> <li>・計画原案作成に向けての検討</li> </ul>
第3回	平成30年10月23日 午後3時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の内容検討</li> <li>・計画原案に対する市民意見募集について</li> </ul>
第4回	平成31年1月10日 午後3時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案に対する市民意見の結果報告および市の考え方の公表の検討</li> <li>・計画（最終案）の検討</li> </ul>

#### (3) 教育委員会

開催日時	内 容
平成30年11月16日 午後1時30分～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案に対する市民意見募集の実施報告</li> </ul>
平成31年1月11日 午後1時30分～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（最終案）の報告</li> <li>・計画原案に対する市民意見の結果および市の考え方の公表の報告</li> </ul>
平成31年2月1日 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（最終案）の公表の協議</li> <li>・計画原案に対する市民意見の結果報告および市の考え方の公表の協議</li> </ul>

#### (4) 図書館運営協議会

開催日時	内 容
平成30年11月1日 午後6時～8時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案の内容報告および意見聴取</li> </ul>

#### (5) 市民意見募集

実施期間	周知方法	受付意見
平成30年12月1日～14日	青梅市および図書館ホームページ、市行政情報コーナー、社会教育課、中央図書館および分館図書館窓口、子育て支援センター、東青梅・河辺市民センター子育てひろばでの閲覧	提出者数4人 提出件数4件

資料 6

第三次青梅市子ども読書活動推進計画事業実施状況(平成26年度～29年度) 一覧

目標	計画項目	計 画 内 容	所管課	計画時 方向性	実施結果				
					H26	H27	H28	H29	
ア 子 ど も の 読 書 環 境 の 整 備 と 充 実	子育て支援 等	読書活動支援	子育て支援センター等における絵本の読み聞かせの充実	子ども家庭支援課	継続	○	○	○	○
			乳児のいる家庭を民生・児童委員または市担当職員が訪問し、絵本を贈呈	子ども家庭支援課 健康課 中央図書館	継続	○	○	○	○
		読書情報提供	ブックスタート・リーフレットの作成・配布	子ども家庭支援課 健康課 中央図書館	継続	○	○	○	○
	保育所	読書活動支援	健康センターや子育て支援センター内の絵本コーナーの充実	子ども家庭支援課 健康課	継続	○	○	○	○
			子どもたちに読書の楽しさを伝える読書活動への協力等	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			保育所図書等の市民貸出利用についての協力	子育て推進課	継続	○	○	○	○
		図書の充実	地域の子どもたちへの絵本の読み聞かせ実施についての協力	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			絵本等の充実	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			施設設備の整備・充実	保育所の読書施設・設備等の改善	子育て推進課	継続	○	○	○
	幼稚園	読書活動支援	子どもたちに読書の楽しさを伝える読書活動への協力等	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			幼稚園図書等の市民貸出利用についての協力	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			地域の子どもたちへの絵本の読み聞かせ実施についての協力	子育て推進課	継続	○	○	○	○
		図書の充実	絵本等の充実	子育て推進課	継続	○	○	○	○
			施設設備の整備・充実	幼稚園の読書施設・設備等の改善	子育て推進課	継続	○	○	○
	学童保育所	読書活動支援	学童保育所における読み聞かせの促進	子育て推進課 市民センター	継続	○	○	○	○
		読書情報提供	学童保育所の図書館ブックリスト、図書館だより等の配布	子育て推進課 中央図書館	継続	○	○	○	○
		図書の充実	再利用図書の活用等による図書の充実	子育て推進課	継続	○	○	○	○
	支 地 域 図 書 館	地域団体活動支援	子ども文庫・地域団体への資料紹介・読書相談等	中央図書館	継続	○	○	○	○
			学校、地域団体(文庫・子ども会等)、社会教育団体、各施設等への資料の貸出	関係各課 中央図書館	継続	○	○	○	○
		乳幼児サービス	ブックスタート事業の充実	子ども家庭支援課 健康課・中央図書館	継続	○	○	○	○
ブックスタート・コーナーの充実			中央図書館	継続	○	○	○	○	
乳幼児向けおはなし会の開催			子ども家庭支援課 健康課 中央図書館	拡充	○	○	○	○	
児童サービス		小学1年生を対象に図書館の利用者カードを作成	中央図書館 小学校	新規	※1	○	○	○	
		おはなし会の開催	中央図書館	拡充	○	○	○	○	
青少年(YA)サービス		ティーンズコーナーの充実	中央図書館	継続	○	○	○	○	
	ティーンズサービスの充実	中央図書館	拡充	○	○	○	○		

目標	計画項目	計画内容	所管課	計画時 方向性	実施結果					
					H26	H27	H28	H29		
ア 子 ど も の 読 書 環 境 の 整 備 と 充 実	図書館	障害者 サービス	録音資料・点字図書の郵送貸出	中央図書館	継続	○	○	○	○	
			障害者サービスの充実	中央図書館	拡充	○	○	○	○	
			障害者サービス向け資料の作成・ 収集	中央図書館	継続	○	○	○	○	
		読書活動 ・ 学習活動 支援	図書館見学の受入	中央図書館	拡充	○	○	○	○	
			職場体験等の受入	中央図書館	継続	○	○	○	○	
			「出張おはなし会」への派遣	中央図書館	拡充	○	○	○	○	
			「図書館利用講座」等の開催	中央図書館	—	未	未	未	未	
			読書相談・調査支援（レファレン ス・サービス）の充実	中央図書館	継続	○	○	○	○	
			その他の サービス	読書リスト（推薦図書等）の作成 支援	指導室 中央図書館	継続	○	○	○	○
				開館日等の拡大	中央図書館	継続	○	○	○	—
	読書情報提供	ブックスタート・リーフレットの 作成・配布	子ども家庭支援課 健康課・中央図書館 市民活動推進課	継続	○	○	○	○		
		広報紙の作成・配布	中央図書館	継続	○	○	○	○		
		ブックリストの作成・配布	中央図書館	継続	○	○	○	○		
		児童向けホームページの作成	中央図書館	拡充	○	○	○	○		
		子ども向け「図書館利用案内」の 作成・配布	中央図書館	継続	○	○	○	○		
		子どもの読書活動に関する報告書 の作成	中央図書館	継続	○	○	○	○		
		図書館資料の 充実	乳幼児向、児童向、青少年向、学 習に役立つ図書資料、行事向、読 書関連図書資料等の購入	中央図書館	継続	○	○	○	○	
	施設設備の 整備・充実	図書館の環境整備の検討	中央図書館	継続	○	○	○	○		
	C市 等民	読書活動支援	絵本の読み聞かせ等を導入した生 涯学習事業の実施	市民活動推進課 社会教育課 中央図書館	継続	○	○	○	○	
	学 校	読書活動支援	放課後子ども教室事業	社会教育課 小学校	継続	○	○	○	○	
		読書指導	各校の特色を生かした読書指導・ 読書活動の取り組み	指導室	継続	○	○	○	○	
		学校図書館 図書資料の充実	子どもの読書活動・学習活動の充 実を図るための図書資料の購入等	指導室	継続	○	○	○	○	
		施設設備の 整備・充実	学校図書館の環境整備	指導室 教育総務課（施設係）	継続	○	○	○	○	
			学校図書館情報化の検討	指導室	継続	未	○	未	未	
						計画数	48	49	49	48
						実施数	46	48	47	46
						達成率	95.8%	98.0%	95.9%	93.9%

※1…平成26年度の「小学1年生を対象に図書館の利用者カードを作成」は、「図書館と保育所、幼稚園、  
小・中・高等学校（図書館）の連携強化」内で報告している

目標	計画項目	計画内容	所管課	計画時 方向性	実施結果				
					H26	H27	H28	H29	
イ 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進と啓発・広報	子育て支援施設等	読書啓発・ 広報	「母親学級」における子どもの読書喚起指導	健康課	継続	○	○	○	未
			子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	継続	未	未	未	未
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	保育所	読書啓発・ 広報	子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	継続	未	未	未	未
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	幼稚園	読書啓発・ 広報	子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	新規	未	未	未	未
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	育学 所重保	読書啓発・ 広報	読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	図書館	読書啓発・ 広報	読書喚起のためのテーマある図書展示コーナーの設置	中央図書館	継続	○	○	○	○
			子どもの読書活動を理解するための読書喚起を促す行事の開催	中央図書館	継続	○	○	○	○
			「子ども読書の日」「読書週間」等における啓発活動	中央図書館	継続	○	○	○	○
			一日図書館長の実施	中央図書館	継続	○	○	○	○
			子どもの読書活動を理解するための「大人向けおはなしかい」等の開催	中央図書館	—	○	○	○	○
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	C市 等民	読書啓発 ・広報	子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	継続	未	未	未	未
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
	学 校	読書啓発・ 広報	子ども読書の日・読書週間関連事業としての推薦図書の紹介	指導室	継続	○	○	○	○
			読書感想文集「心のいずみ」の発行（小学校）	指導室	継続	○	○	○	○
			読書感想文集発行の検討（中学校）	指導室	—	未	未	未	未
			子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	継続	○	○	○	○
			読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	未	未	○	○
					計画数	21	21	21	21
					実施数	15	15	16	15
					達成率	71.4%	71.4%	76.2%	71.4%

目標	計画項目	計画内容	所管課	計画時 方向性	実施結果			
					H26	H27	H28	H29
ウ 子どもの読書活動を推進するための関係機関・団体との協力	行政各部局との協力 市役所各部局 外郭団体 学校 教育施設等	子どもの読書活動を推進するための関係機関の相互協力	関係各課	継続	○	○	○	○
		図書館と保育所、幼稚園、小・中・高等学校（図書館）の連携強化	関係各課	継続	○	○	○	○
		学校と図書館の連携モデル事業の実施	指導室 中央図書館	継続	○	○	○	○
		読書活動関連行事等の周知	関係各課	継続	○	○	○	○
		子どもの読書に関する講演会等の開催	関係各課	継続	未	未	未	未
		「出張おはなし会」等の開催	中央図書館	拡充	○	○	○	○
		再利用図書を活用促進	中央図書館	継続	○	○	○	○
		ブックスタート・リーフレットの作成・配布	子ども家庭支援課 健康課 中央図書館	継続	○	○	○	○
		乳幼児サービスの充実	子ども家庭支援課 健康課 中央図書館	継続	○	○	○	○
	「団体貸出」による図書館資料の利用促進	中央図書館	継続	○	○	○	○	
	関係機関・団体との協力 地域文庫 読書サークル 社会教育団体 子ども会等の 市民団体	子どもの読書活動を推進するための関係機関の相互協力（連絡会等との連携など）	関係各課	—	未	未	未	未
		子ども文庫・地域団体への支援	中央図書館	継続	○	○	○	○
		「団体貸出」による図書館資料の利用促進	中央図書館	継続	○	○	○	○
		読書相談・調査支援（レファレンス・サービス）の充実	中央図書館	継続	○	○	○	○
		読書リスト（推薦図書等）の作成支援	中央図書館	継続	○	○	○	○
		協働による計画事業の支援	市民活動推進課	継続	未	未	未	未
	計画数					16	16	16
実施数					13	13	13	13
達成率					81.3%	81.3%	81.3%	81.3%

目標	計画項目	計画内容	所管課	計画時 方向性	実施結果				
					H26	H27	H28	H29	
エ 子どもの 人材の 育成・読書 活動 推進の ための	等援子 施育支	人材活用	ボランティアとの協働による読み聞かせの実施	子ども家庭支援課	継続	○	○	○	○
	支地 援域	人材育成	おはなしの語り、絵本の読み聞かせボランティアの育成	中央図書館	継続	○	○	○	○
	図書館	人材育成	図書館職員の実務向上研修	中央図書館	継続	—	—	○	○
			「おはなし会」ボランティアの育成	中央図書館	継続	○	○	○	○
		人材活用	図書館ボランティアとの協働	中央図書館	拡充	○	○	○	○
	C市 等民	人材活用	講師・指導者およびボランティア協力者・協力団体人材登録制度による人材情報提供	社会教育課	継続	○	○	○	○
	学	人材育成	司書教諭研修会の実施	指導室	—	未	未	未	未
			図書修理講習会の開催	指導室 中央図書館	継続	○	○	○	○
	校	人材活用	ボランティア等による絵本の読み聞かせ等の実施	指導室	継続	○	○	○	○
	計画数					8	8	9	9
実施数					7	7	8	8	
達成率					87.5%	87.5%	88.9%	88.9%	

結 果	H26	H27	H28	H29
計画数	93	94	95	94
実施数	81	83	84	82
全体達成率	87.1%	88.3%	88.4%	87.2%

第四次  
青梅市子ども読書活動推進計画

発行日 平成31年3月

発行者 青梅市教育委員会

編集 青梅市教育部社会教育課図書館担当

住所 〒198-8701  
東京都青梅市東青梅1-11-1

電話番号 0428-22-1111 (代)